

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第88号
事故等種類	衝突（岩）
発生日時	平成26年8月5日 00時20分ごろ
発生場所	長崎県平戸市 ^{ひろせ} 広瀬南岸の岩（平戸瀬戸） 広瀬灯台から真方位215°80m付近 （概位 北緯33°22.9′ 東経129°34.1′）
事故等調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 第二あたご丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134775、柿本汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	左舷船尾外板に亀裂を伴う凹損及び擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、空船で、船首約0.7m、船尾約2.7mの喫水により、船長が操船に当たり、二等航海士を見張りに就け、約14.5ノット（kn）の対地速力で広瀬の南方沖を手動操舵により北東進中、潮流に圧流されて広瀬に接近し、右舵一杯を取ったものの、平成26年8月5日00時20分ごろ船体に軽い衝撃を感じた。 船長は、船体を点検して浸水等の異常がなかったので続航し、07時30分ごろ関門港下関区に入港し、再度船体を確認したところ、左舷船尾外板に損傷を認めた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 北東流約4.0kn
その他の事項	船長は、昼夜を通し、平戸瀬戸の航行経験が豊富であり、本事故当時、1.5海里（M）レンジとしたレーダー、2.5MレンジとしたGPSプロッター及び目視により船位の確認を行っていた。 船長は、平戸市所在の平戸 ^{うしがくび} 牛ヶ首灯台に並んだ頃、広瀬の東側を航行する予定であったが、広瀬の西側に反航船がなかったため、広瀬の西側を航行しようと思い、北進していたところ、急に広瀬の東側を航行しようと思い、右舵を取って北東進した。 九州沿岸水路誌には、平戸瀬戸に関し、次のとおり記載されている。 針路法 一般的注意事項

	<p>7 北流のとき広瀬～鴨瀬間を航行する船舶は、行会い船が早く見えるように南風埼を200～250m離し、広瀬に圧流されないよう牛ヶ首に近づいて航行するほうがよい。</p> <p>北航針路法（北流時）—広瀬東側通過（500t未満の船舶）</p> <p>3 平戸瀬戸牛ヶ首灯台正横を過ぎてから右方へ変針して水道のやや右側を航行して通過する。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、北流時の平戸瀬戸を航行中、船長が、広瀬の西側へ向けて北進していたところ、広瀬の東側を航行しようと思い、広瀬に接近した際、潮流に圧流されたことから、広瀬南岸の岩に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、北流時の平戸瀬戸を航行中、船長が、広瀬の西側へ向けて北進していたところ、広瀬の東側を航行しようと思い、広瀬に接近した際、潮流に圧流されたため、広瀬南岸の岩に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭水道を航行する場合は、潮流を考慮した操船を行うこと。 ・ 航行予定進路を変更する場合は、操船に余裕のある時機に行うこと。